

# 小松市入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、小松市入札監視委員会設置要綱（平成23年小松市告示第210号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、小松市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議対象事案等)

第2条 要綱第2条第1号に規定する委員会への報告対象事案は、市が行った競争入札及び随意契約とする。ただし、予定価格が250万円に満たないものは除く。

2 要綱第5条第4項前段に記載する会議（以下「定例会議」という。）は、原則として11月に開催し、報告事案の対象期間は開催月の属する年度の前年度とする。

3 定例会議は、契約方法ごとに件数を記載した総括表（様式第1号）、審議事案説明書（様式第2号）及びその他委員会が必要と認めるものにより審議を行う。

なお、審議事案説明書には、次の資料を添付する。

(1) 入札公告（公表文）、競争入札参加資格確認通知書、指名競争入札執行通知書及び随意契約理由書のうち該当するもの

(2) 入札調書

(3) 契約書（写し）

(4) 工事概要説明関係資料等

4 要綱第5条第4項後段に記載する会議（以下「臨時会議」という。）は、必要に応じて開催するものとし、小松市入札契約の再苦情処理に関する要綱（平成23年小松市告示第211号）第6条に規定する審議資料及びその他委員会が必要と認める資料により審議を行う。

## (審議事案の抽出)

第3条 定例会議における審議の対象となる事案は、入札事案一覧表（様式第3号）の中から、委員長又は委員長があらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）が契約方法別に抽出する。

2 抽出件数は、各契約方法から1件以上、合計で10件以内とする。

- 3 管財課長は、審議事案が抽出されたときは、速やかに当該事案の担当所属長（以下「担当所属長」という。）に対し、審議事案説明書等の提出について通知するものとする。
- 4 担当所属長は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた審議事案説明書等を速やかに提出するものとする。

（当番委員）

- 第4条 当番委員は、委員長を除く委員の五十音順の輪番制とし、委員長が指名する。
- 2 当番委員は、審議に際し、自ら行った抽出結果について委員会に報告する。

（抽出事案の審議）

- 第5条 入札契約担当部局（以下「担当部局」という。）は、抽出された事案に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由等の説明を行い、委員会は、説明のあったこれらの理由及び経緯等について審議を行うものとする。

（再苦情の審議）

- 第6条 要綱第2条第3号の審議は、再苦情の申立てを行った者及び担当部局からの書面その他委員会が必要と認める審議資料により行うものとする。

（委員の委嘱）

- 第7条 要綱第3条の趣旨に基づき、自ら業を営む者及び業者の顧問等特定の業者と密接な関係にある者を委員に委嘱することができない。なお、任期中に特定の業者と密接な関係にある者となる場合には、速やかに当該委員の改選を行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。